

モンゴルとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H16.3.16まで	H15.3.17 クランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギ ン・エルデネチヨロ ン 外務大臣	H16.3.2 85号
モンゴル	第二次鉄道線路基盤改修計画の ための贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間の交換 公文	第二次鉄道線路基盤改修計画を実施するために必要 な 1. 鉄道線路基盤の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	668,000千円 H16.3.31まで	H15.6.23 クランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギ ン・エルデネチヨロ ン 外務大臣	H16.8.19 487号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要 な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	58,000千円 H16.3.31まで	H15.6.23 クランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギ ン・エルデネチヨロ ン 外務大臣	H16.8.19 488号
モンゴル	気象情報ネットワーク改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とモンゴル国政府との間の交 換公文	気象情報ネットワーク改善計画を実施するために必 要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1の機械の維持・管理指導に必要な役務の供与 4. 第二次初等教育施設整備計画を実施するために必要 な 1. 学校校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	578,000千円 H16.3.31まで	H15.8.11 クランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギ ン・エルデネチヨロ ン 外務大臣	H16.7.9 333号
モンゴル	第二次初等教育施設整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間の交換 公文	第二次初等教育施設整備計画を実施するために必要 な 1. 学校校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	944,000千円 H16.3.31まで	H15.8.11 クランバ ートルで (同日)	日本側 當田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギ ン・エルデネチヨロ ン 外務大臣	H16.7.30 407号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加註注1) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に 関する日本国政府とモンゴル国 政府との間の交換公文	モンゴルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むモンゴルの経済困難緩和に寄与するため、同政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること。	1,200,000千円 -----	H14. 1.14 クランバ ートルで (同日)	日本側 花田藤公在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H14. 7.24 323号
モンゴル	消防機材及び維持修繕作業施設 改善計画のための贈与に関する 日本国政府とモンゴル国政府と の間の交換公文	消防機材及び維持修繕作業施設改善計画を実施する ために必要な 1. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の車両及び機材の操作指導に必要な役 務の供与	739,000千円 H15. 3.28まで	H14. 3.29 クランバ ートルで (同日)	日本側 花田藤公在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H14.12.19 444号
モンゴル	食糧援助に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H15. 3.31まで	H14. 5. 6 クランバ ートルで (同日)	日本側 花田藤公在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H15. 4.17 102号
モンゴル	第二次初等教育施設整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間の交換 公文	第二次初等教育施設整備計画を実施するために必要 な 1. 学校校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	902,000千円 H15. 3.31まで	H14. 6.17 クランバ ートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H15. 6.10 176号
モンゴル	短波ラジオ放送網整備計画のた めの贈与に関する日本国政府と モンゴル国政府との間の交換公 文	短波ラジオ放送網整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	1,127,000千円 H15. 3.31まで	H14. 6.17 クランバ ートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H15. 6.13 186号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	297,000千円 H15. 3.31まで	H14. 8.16 クランバ ートルで (同日)	日本側 富田達夫在モンゴ ル大使 モンゴル側 ロフサンギー ン・エルデネチヨローン 外務大臣	H15. 6.13 187号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。